

Title	石井良博教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.7 (1960. 7) ,p.134- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600715-0134

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る體系的構成を明かにするとは言い難いが、その特異の立場から獨特の理論を展開している點は可なり顯著であつて、この點或は通説的な立場からは遽かに受入れられ難いものがあると豫想されるもの、その獨創性と、所與に對する批判的洞察とは學問的に高く評價さるべきであつて、之を通じて見た論者の學識は法學博士の學位を與えるに充分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員 慶應義塾大學教授

津田 利治

慶應義塾大學教授

鳥谷 英郎

慶應義塾大學講師

法學博士 西本辰之助

石井良博教授學位請求論文審査要旨

1 主論文 古代政治思想史論考

2 参考論文 アテーナイ人ソロン

著者は、ヨーロッパ世界がその成立と歴史的展開の根源に二つの非常に異なる天才的民族の精神的遺産を有していること、そしてその民族が古代ヘブライ人と古代ギリシヤ人であることをみとめ、し

たがつて本論考を二部に分けて、第一部を『ヘブライ人の世界』として五篇の研究論文を、第二部を『ギリシヤ人の世界』として三篇の研究論文を収めている。

まず第一部の『イスラエル初期王國の形成と構造』に於ては、イスラエルの宗教が、ヨシヤ時代、士師時代を通して展開し來つた祭儀宗教としての存在形態を破つて歴史的宗教に轉化されるために、初期統一王國の形成が媒介になつていた事實に注目し、この時代の政治的理解を試みている。サウル王國については、この王國が士師時代とダビデ王國との中間的位置を占める歴史的限界性を、第一に、サウルのカリスマ的指導者としての特質と、持續的位置を保有する「王たること」との矛盾、第二に、この王國の軍事的基礎が、持續的存在たることを拒否する Heerann にあつたことの二點に求めている。ダビデ王國については、南北兩王國及び都市王國エルサレムよりなるこの王國の構造がそれぞれの歴史的形成を異にしつつ、ダビデ個人の Personal Union によつて統合されている所以を述べ、特にエルサレムの領有について、十二種族の宗教連合の中心地たるの意義を附與し、古き種族の祭儀的傳統との結合を圖つた點にこの王國の特質をみとめ、ソロモン王國の形成と構造については、(一)エルサレム、(二)その他の諸都市、(三)それを含む徵稅目的を中核とする地方行政區劃、の三點に集約して考察し、彼のとつた

一貫せる世俗的、政治的方策がイスラエル諸種族により異質的なものとして拒否さるべき運命にあつたことを、申命記中の「王の律法」、サムエル記中の「王の權利」の Formulierung にみている。

次に『ヤハウィストにおける歴史的思想の特質』に於ては、(一)イスラエル民族における歴史的思想の發生及びその性格について、イスラエル民族における歴史的思想の發生を申命記に含まれる、この民族の最古の且つ最も典型的な信仰告白(クレード)に求め、フォン・ラートの傳承的研究に従い、これが救拯史的構造を有することを明らかにした。また(二)族長時代の歴史敘述の構造とその特質については、ヤハウィストは創世記十二章以下の歴史敘述の枠を前述のクレードに求め、且つ敘述のイデオロギー的根據を、彼が生きた紀元前十世紀中葉のダビデ統一王國の歴史的形成をもつて、民族の父祖アブラハムに對する神ヤハウェの約束の成就とみた點に求め、敘述が全體として救拯史的構造を有することを明らかにした。また(三)創世時代の歴史敘述の構造もその特質については、創世時代の歴史に對しても、ヤハウィストは前述の民族史の中に把握した救拯史的構造を擴大せる形において適用し、「創造」と「墮罪」を全人類の歴史の端緒をなすものとし、人類の歴史がこの超越的創造者の人間存在の矛盾の現實を超えて進む救拯の意思の實現に窮極の根據をもつものとみた所以を、創世記一一十一章に含まれるJ資料に則し

て把握している。次に『ヘブライ民族における國家觀の變遷について』はヘブライズムにおける國家の問題を王國形成期よりその壞滅に到るまでの思想史的課程において捉えることを目的としたものであり、方法的な前提として、國家の問題に關する舊約聖書の思想を正典の順序によらず、舊約の言葉の啓示證言としてもつアナロジーの面に對し、各資料を現實の歴史的局面に位置づけると同時に、それに含まれる啓示への應答という主體面にかかわる主體的神學的的理解の兩者を生かさんと試みている。ヘブライズムにおける國家の問題は終始「神の民」という理念との對決において捉えられ、當初は救拯史の中に秩序づけられ、漸次時代の進展とともにそのもつ矛盾が露呈されつつ、ある時は全的否認になり、更に終末論的思想の媒介としての意義を擔い、王國末期に到つて *Exaltation* としての民が再び沃地において新たな神の民として自覺すべきことを要求され、それに伴つて國家は現在秩序を主體的秩序へ轉化する場としての課題を擔うに到り、最後に及んで終始對決の根柢をなした「神の民」の理念そのものが破棄せしめられることによつて、冷嚴な審判の對象とされるに到つたが、歴史的な、また理念的な種族的傳統の壞滅を通して、新たな個の自覺を生み出すに到つたということがいえるとなしている。次に『イスラエル預言者におけるメシア思想の展開課程』は、歴史神學的方法論の上に立ち、更にメシア思想

がその根底に、神と民との契約關係の理念に對する對決を前提としていること、及びメシア思想の起源に關する時代指定の問題を、ワイザー、ゼリン・ロスト等最近の文献批評の結果に基づいて、イザヤの時代に求め、全體を、(一)捕囚期の預言者(イザヤ及びミカ)、(二)捕囚期およびそれ以後の預言者(エゼキエル・ハガイ・ザカリヤ)に分け、各メシア思想の特質を明らかにしている。メシア思想の展開過程を貫ぬく特質として、(一)これがイスラエル民族の辿つた政治史的宿命と極めて深い關連を有していること、したがつてメシアの地位および終末國家の實質についても神話的表象は極度に斥けられ、たとえそれが、たとえばイザヤ書の場合の如く導入されていても、意味形象として歴史化されていること(マルティン・ブーバー)、(二)これが終始イスラエル民族の宗教的契約共同體としての基盤の上に成立したものととして、神と民との契約という觀點から把握されていることの二點に求めている。次に『ヨシヤ王の宗教改革と申命記』に於ては、南ユダ王國の王ヨシヤの宗教改革の歴史的意義を(一)これがダビデ・ソロモンの統一王國の回復という政治的意圖との關連において着手されたこと、及び(二)これが前六二一年、エルサレム神殿で發見された「申命記」により基本的理念を與えられ、政治史的意義が思想史的領域においてより深い妥當性を裏付けられたこととの二點に求め、第一のテーゼについては、ヨシヤの治世中の三

つの重要な事件即ち、首都エルサレムにおけるアシリアの國家的祭儀の破棄、アシリアの行政區劃の中、舊イスラエル領の最も中心的部分を形成していたサマリア地域の合併とその地における異教的要素の除去、およびガリラヤ地域の合併とその地における異教的要素の除去、およびガリラヤ地域の中心都市メギドへの進出の政治史的考察をもつて裏付け、第二のテーゼに對しては、主としてフォン・ラートの『申命記研究』に從つて、その由來を七〇一年以降に復活をみた『ガムハーアールツ』を母體とする Heerhann の復古運動の理念を與えた點に求めて裏付け、ヨシヤの宗教改革と申命記との關連は七〇一年のアシリアによる南ユダ王國への侵入という歴史的危機を契機として起つた『ガムハーアールツ』を主體とする「神の民」イスラエルの回復という共通の課題に對する理念的面からと、現實的面からの對決という觀點からのみ理解出來ると結論している。

第二部に入つてまず『ヘーロドトスにおける歴史的思想の特質について』に於ては、ヘーロドトスにおける『歴史神學』の中に、クルマンがギリシヤ思想一般について指摘したような性格、即ち『ギリシヤ思想においては、時間が直線的に考えられていないために、歴史が決して連關した歴史自體としてではなく、ただ個々の運命だけが攝理の働く場所¹⁾であり得る。歴史は一つの目的(テロス)によ

つて支配されてはいない。』という性格がみられるか、またもし見られるとすれば、どのようなものとして描かれているかを指摘することを目的とする。そしてこの課題への回答を彼の歴史的思想の極限において把えている二つの座標、即ちW・C・グリーンの強調する人間の傲慢とそれに對する神の復讐を内容とする「審理」およびマックス・ボーレンツが強調した「自由」という二つの座標の結びつき、及びその限界性如何という問題提起への回答として捉えている。そしてヘーロドトスが自らの「判断」として述べた第七卷一三九節を、神々とギリシヤ人の自由への自己決断に基く行爲を時間的、空間的な前後の關係に並置した命題として捉え、その原因は、(一)彼の神觀念が非歴史的であり、彼の描く神話が歴史内の個々の事件とは個別的に關連するが、全體としての歴史の流れに位置を占める「歴史の時」としては受けとられていない。(二)彼における「自由」はヘッレーネスに内在する固有な *Drang, Wille* 乃至は *Erschlusses* であつてそれ自體、超越的性格をもたず、思考の上では歴史におけるクルマンのいう「一つの目的」たり得ない點にあつたことを指摘している。次に『プロタゴラスの政治教育論』に於ては、プロタゴラスの『政治教育』論は、人間の自己形成の最高目標たるアレテーの取得を目的とするものとし、その成立論據と内容及びその中にひそむ問題の所在を扱つてゐる。成立論據につい

ては、プラトンの「プロタゴラス」篇に含まれる「プロメテウス・セウスの説話」を取上げ、彼が「正義」(ディケー)と「畏敬」(アイドロー)のポリスにおける内在を主張し、この兩者を訓練し、純化して、ポリスの人間の自己形成の究極たるポリティケーアレテーの取得に到らしむる點にあつたことを、前五世紀中葉のペリクレス時代の問題史的考察と關連させて考察した。内容についてはディールス・クランツに含まれるプロタゴラスの語録を取上げ、彼の教育が何よりも先ず人間の「魂」(プシュケー)に關わる事柄たることを理解し、プロタゴラス的「魂の配慮」とンクラテースのそれとの相違を指摘し、結論として、プロタゴラスが「政治教育論」の成立論據を、敘事詩の時代に起源をもち、古き傳統を有する「プロメテウス・セウス説話」に置きながら、その本來の中核をなした超越的契機を實質的に失わしめた點に彼の所論の問題性があることを指摘している。次に『プラトーンにおける「哲人王」の理念の成立に關する一考察』に於ては、「哲人王」の命題が「ポリティケー」篇の「中心的パラドックス」なる所以を、本對話篇にみられるプラトーン自身の「哲人」の定義及びその本來的な性格への言及によつて捉え、この理念の歴史的形成の事象解明の必然性を導き出し、この課題をこの命題が言明されるまでの「第七書簡」における自傳的、歴史的回顧と、その後にある歴史的事

分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員

慶應義塾大學教授 島田 久吉

慶應義塾大學教授 潮田 江次

慶應義塾大學教授 伊藤 政寛

態を考察することによつて解明している。この命題は第一に、之が提起されるに到るまでのプラトンの現實政治に對する對決の基調として、國家及び個人の「正義」が規範となつてゐること、第二に、この命題において、「政治權力」と「哲學」との合一の究極的根據を「神的攝理」に求めていることを指摘し、前者については「ポリテイアー」篇における「ロゴスにおける國制」の中に、正義の理念がどのように具體化され、哲人たる統治者の位置、使命がいかに扱われているかを見、また後者についてはW・O・グリーン及びホフマンの「神的攝理」に關する所説を取上げ、グリーンについては、「善のイデア」と神との關係が消極的にしかとらえられず、従つて「神的攝理」を哲人王の命題の中に指定した意味が嚴密にうけとられていないこと、ホフマンの所説は「善のイデア」と神觀念を同一視しているため、宗教史的背景が十分に顧慮されていないことを指摘し、プラトーンにおける「神」の問題についても神學的な把握と、ニルソン等が追求せんとしている宗教史的把握が、その有機的關連において試みられねばならぬことを今後の課題として残している。

本論考を通じ著者の豐富なる古代語の知識と、本源的資料選擇の適確なることと、ひろく文献を涉獵批判していることによつて示されている學識並びにこれに基く業績は法學博士の學位を與うるに十